

2 工 程 管 理

2 工程管理

(1) 工程管理基準

この工程管理基準は、森林土木工事施工管理基準1 総則(5)の(ア)に規定する工程管理の基準を定めたものである。

工程管理は、工事内容に応じた方式（ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式）により作成した実施工程表により管理し、工事の種別、規模を問わずすべての工事について実施する。

(2) 工事進捗の把握

受注者は、毎月の工事の進捗状況を工程表により把握し、監督職員の要求に対し、速やかに提示しなければならない。

なお、該当月末見込の進捗状況を毎月25日までに監督職員に報告する。

(3) 実施工程表の作成に当たり考慮すべき条件

受注者は、以下の条件を考慮し実施工程表を作成するものとする。

- (ア) 工事及び作業の制約
- (イ) 環境（地形、地質、気象、水理）を考慮した施工計画
- (ウ) 施工順序
- (エ) 労務、機械の使用計画
- (オ) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- (カ) 工期内の作業日数の決定

(参考資料)

- 1 ネットワークによる工程表
- 2 バーチャートによる工程表

